

5章 整備基本計画

1. 全体計画及び地区区分計画

史跡の価値や各要素、特徴、整備方針から以下のようにエリアを区分する。

表 5-1-1 史跡指定地内計画方針

	エリア名	エリアの概要	計画の方針
史跡指定地内	① エントランスエリア	・旧島松駅通所建物の出入口が位置するエリア。	・動線に合わせた、史跡への出入口の明確化
	② 駅通所主屋エリア	・旧島松駅通所建物が位置するエリア。 ・昭和 59 年(1984)に国の史跡に指定されたことを受け、7 ヶ年をかけて保存修理工事が行われた。 ・建物内部には、島松駅通所や中山久蔵、ゆかりの人々などについての展示を行っている。	・駅通所の保存のための耐震補強修理の実施 ・防犯・防災対策の強化 ・島松駅通所の変遷を明確に伝える展示内容の整理、充実とあわせた駅通所内動線の検討 ・快適な公開施設として必要となる照明施設の整備 ・駅通所本体の腐朽部の修繕
	③ 駅通所エリア	・行在所神社や鳥居跡、井戸など旧島松駅通所の変遷に関わる遺構等が存在するエリア。 ・防災設備や説明板が存在する。	・建物の変遷に関する価値（井戸や行在所神社、鳥居跡）を魅力的に伝えるための整備 ・防犯・防災対策の強化 ・ライトアップ施設の整備 ・動線の検討
	④ 中山久蔵事績エリア	・蓮池や暖水路、見本田など中山久蔵が農作物づくりに取り組んだことを今に伝える遺構等が存在するエリア。 ・説明板や石碑、記念碑が存在する。	・中山久蔵の事績に関する価値（蓮池、暖水路、見本田）をより魅力的に伝えるための整備 ・石碑や説明板の改修の検討 ・ライトアップ施設の整備 ・動線の検討
	⑤ 庭園エリア	・中山久蔵が食料にしたと伝わる自生のオオウバユリなど、歴史的価値のある植物や観光資源として価値のある植物が見られるエリア。 ・説明板や石碑、記念碑が存在する。	・日常的・計画的な維持管理(樹木、照明設備等) ・石碑や説明板の改修の検討 ・動線の検討

表 5-1-2 史跡指定地外計画方針

	エリア名	エリアの概要	計画の方針
指定地外	⑥ 憩いと触れあいのエリア	・島松川と史跡指定地の間に位置するエリアで、市有地。 ・湧き水や桜の木が存在する。	・島松川をはじめとした周辺の自然環境や景観と調和した憩いの空間の機能的な整備
	⑦ 便益施設エリア	・市道島松駅通線を挟んで史跡の南西の駐車場やトイレ、記念碑が位置するエリア。	・史跡の公開や活用をより充実したものとするため、補完する施設の適切な維持管理の実施

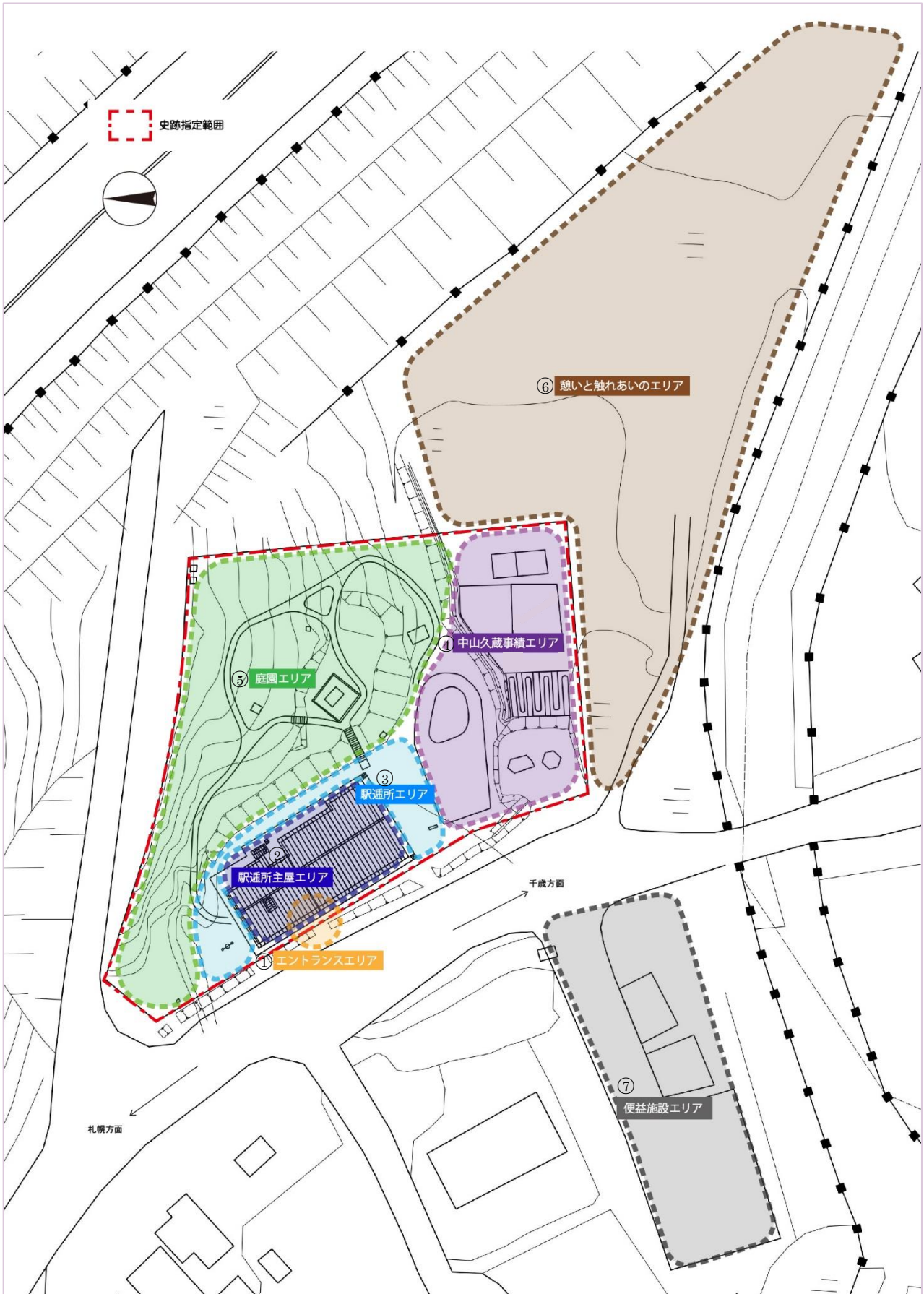


図 5-1-1 地区区分図

2. 遺構保存に関する計画

(1) 地下に埋蔵されている遺構

本史跡において、地下に埋蔵されている遺構は、昭和 60 年（1985）の発掘調査により中山家所蔵の古図に示された旧島松駅通所の建物平面と関連が認められる『柱穴列』及び『便所遺構』が挙げられる。

昭和 59 年（1984）からの建物の復原整備の際に、地盤軟弱と周辺との取り合い上、建物を約 1 m 盛土地揚げするのにもない、当時の地盤全面に床コンクリート（厚さ 15 cm）を打設しており、現状では、遺構はその下に保護されている。

遺構保存については現状維持を基本とし、建物の補修・改修時においても、保存の観点から対策を十分に検討したうえで実施することとする。

(2) 地上に表出している遺構

本史跡において、地上に表出している遺構は、旧島松駅通所建物及び周辺にある庭園、井戸、石碑が挙げられる。

昭和 59 年（1984）から実施された保存修理工事では、駅通所建物の復原工事、蓮池の旧平面規模への復原及びハスの栽培床の整備、赤毛見本田の整備、暖水路は安全性と遺構保持のため空堀の形で整備されている。また、庭園は、切土及び盛土はできるだけ地形に合わせ目立たないように芝などで修景し、園内樹木の整枝、実生幼木の皆伐、枯死立木の整理を行い庭園として修景している。昭和 59 年（1984）からの保存修理工事完了以降、駅通所や石碑などで老朽化が進行しており、それぞれの遺構保存では、下記に留意し、適切な対応を行うことで、遺構の保存と本質的価値の表現とを両立することを基本とする。

▶旧島松駅通所建物

現状の建物を将来にわたって維持しなければならない。そのため、経年劣化対応、耐震性の向上を目的とした改修を行う。改修時には、調査状況に応じた検証を行い、整備に反映させる。また、防火設備の検証を行い、防災体制を整える。さらに、建物に影響を及ぼすことが懸念される周辺の樹木については、定期的に点検を行い、必要に応じて選定や伐採を行うことで、建物の破損を未然に防げるようにする。

▶庭園

自然地形を活かした庭園地形は、現状を将来にわたり維持するものとする。園内樹木については、整枝、実生幼木の皆伐、枯死立木の整理を定期的に行い、庭園としての修景を維持するものとする。謂れのある樹木については、定期的な観察を行い生育状況に異変が生じた際には、専門家による診断を行い、専門的な対処を行うこととする。

▶井戸

昭和 59 年（1984）からの保存修理工事において、井戸屋形は腐朽し積雪荷重により傾斜していた二本柱掘立の簡易なものから、四本柱長板流し葺きの屋形を新設した。井戸は明治 6 年の「新道出来方絵図」で確認できることから、駅通所時代にも存在していたと考えられる。また、鋳鉄製滑車が昭和 59 年（1984）以前のもものと記録がある。

一方で、昭和 59 年（1984）以前に建てられた井戸屋形の建設年やそれ以前の井戸屋形などの

形状は不明である。

井戸は、遺構として適切に保存していくことから、必要に応じて調査を実施し、老朽化が確認された場合は井戸屋形の修繕を行っていく必要がある。

▶石碑

点在する石碑は、軟石が使用されており劣化が進んでいる。損壊の危険性が懸念されるものについては、補修方法を十分検討のうえ対策を施すことで、できる限り現状を維持していくことを基本とする。また、冬期間の風化軽減のため、冬囲いによる養生の検討を行う。

補修にあたっては、風化により損失した部分の補填、石材の粒子間結合力の復原、石表面の撥水性を高めて水の侵入を防ぐなど、石材劣化状態に合わせた補修方法の検討および、エポキシ系、アクリル系、イソシアネート系、シリコン系など、保存材料の選定について、同素材による試験を行いながら適した方法を検討したうえで実施することとする。また、以上の補修方法が困難で、倒壊が予想される場合は、支柱などにより物理的に石碑を支える方法等の検討を行う。

3. 歴史的建造物・蓮池修復に関する計画

(1) 旧島松駅逋所保存修理計画

旧島松駅逋所は耐震診断の結果より、十分な耐震性を確保していないことが確認された。建物の倒壊防止や観覧者の安全を確保するため、今後詳細設計を行った上で耐震補強工事を実施する。また、経年劣化による土台や屋根、外壁の老朽化が見られることから、緊急を要する部分については補修を行い、その他の破損部分については耐震補強工事と合わせて行うこととする。

防火・防災・防犯対策としては、屋外の対策が不十分であることから、監視カメラや炎感知器などの設置を検討し、整備を行うこととする。

(2) 蓮池修復計画

現状の蓮池は、昭和 59 年（1984）の保存修理工事において旧平面規模を復原し栽培床が造られた。同工事において作成された工事前の現況図では、現在と同じ位置に蓮池を確認できる。また、昭和 3 年（1928）の神饌田の記録写真でも駅逋所南側に蓮池を確認できる。しかし、当時の正確な位置や形状は不明である。

蓮池は、護岸部の経年劣化が見られ、また、ハスの生育状況は、開花しない年もあることから必要に応じて調査を実施し、護岸部や栽培床等の改修・改善を行い、現状を維持していくことを基本とする。

護岸部分の老朽箇所は、現状の仕様、素材、構造（図 5-3-1 参照）を踏襲し、改修を行う。

ハスの生育不良対策としては、以下の方法が想定できるが、生育状況等を確認しながら、改修・改善対策を行うこととする。

<段階的な改修・改善対策方針>

- ① 昭和 59 年（1984）の保存修理工事時のハス栽培床（図 5-3-2 参照）に砂泥がたまり水深が確保されていないことから、栽培床に溜まった砂泥の掻き出しを行い、適切な砂泥厚と水深の確保を行う。
- ② 季節ごとに適切な水深を確保するために、冬に水位を上げ夏に水位を下げるなどの機能の整備を行う（図 5-3-3 参照）。
- ③ 水深を深くしているハス栽培床の面積を拡大し、ハスを植える範囲を広げるとともに、底

面に布設しているマットを自然土の状態に置き換える等、ハスが良好に育つように生育環境の改善を行う（図 5-3-3 参照）。

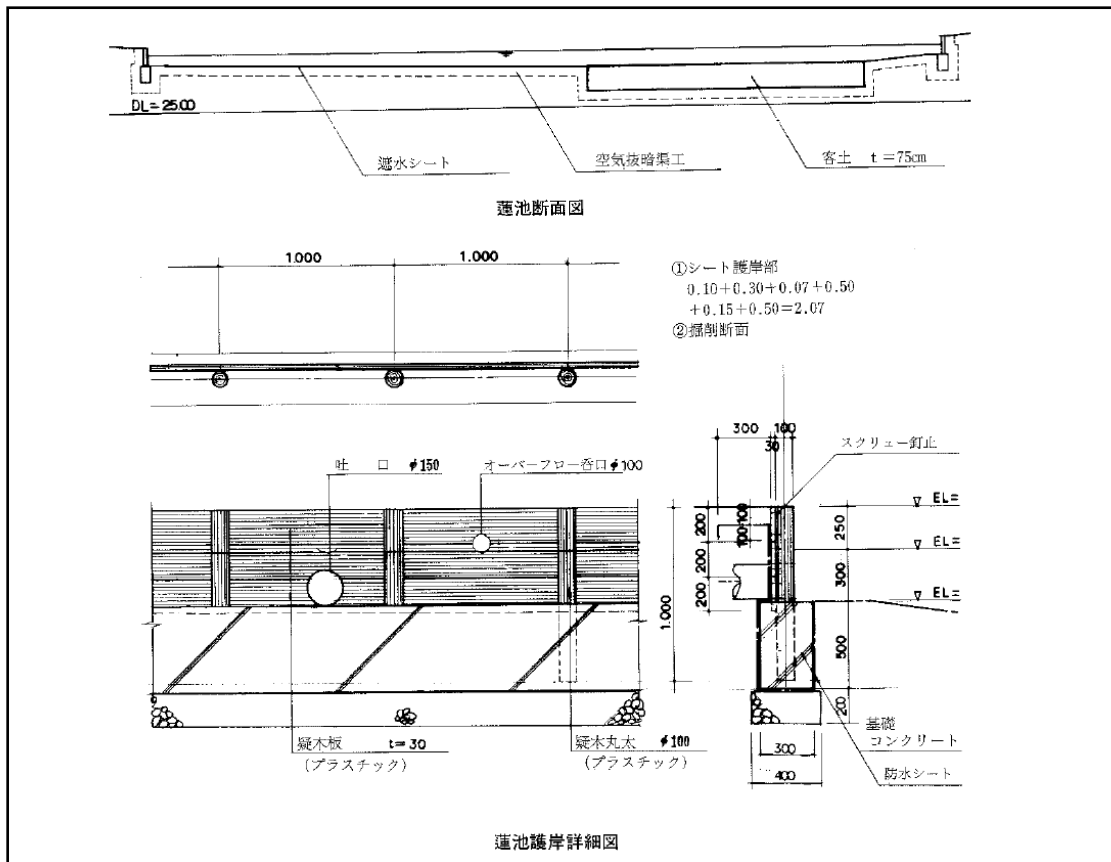


図 5-3-1 蓮池詳細図
出典：史跡 旧島松駅通所保存修理工事報告書 (H3)

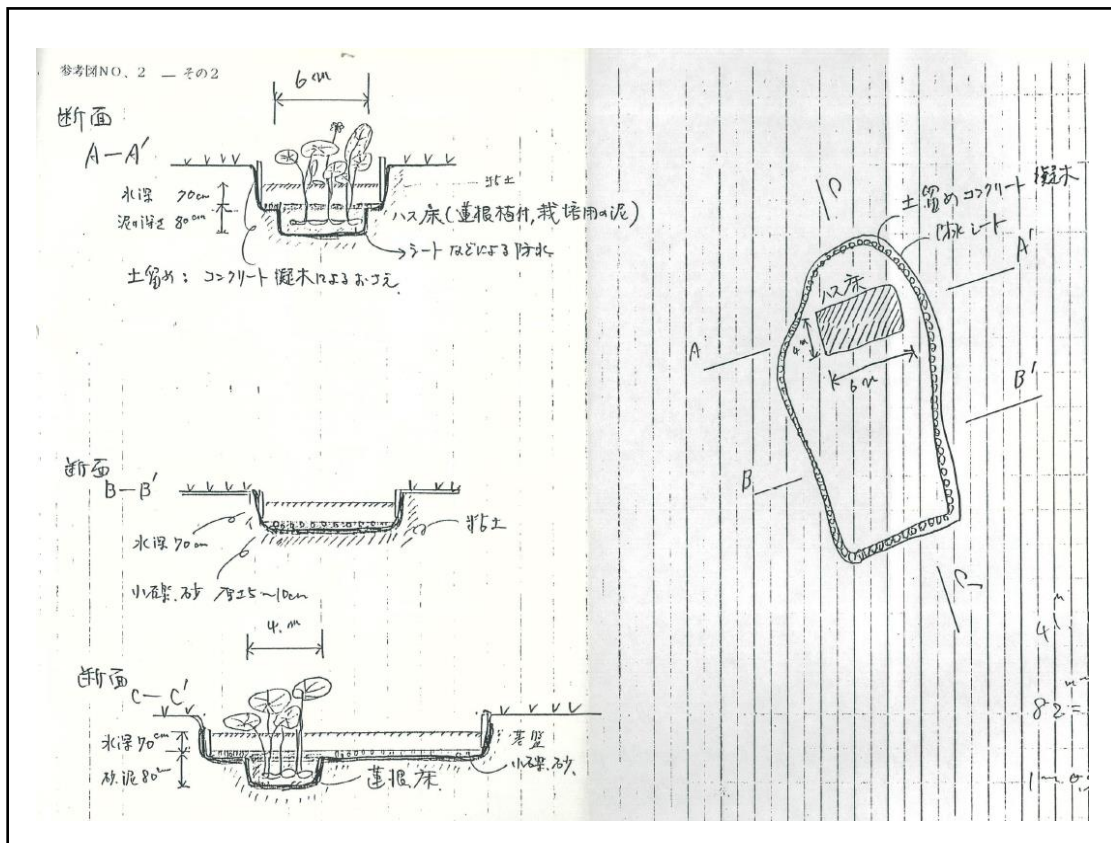
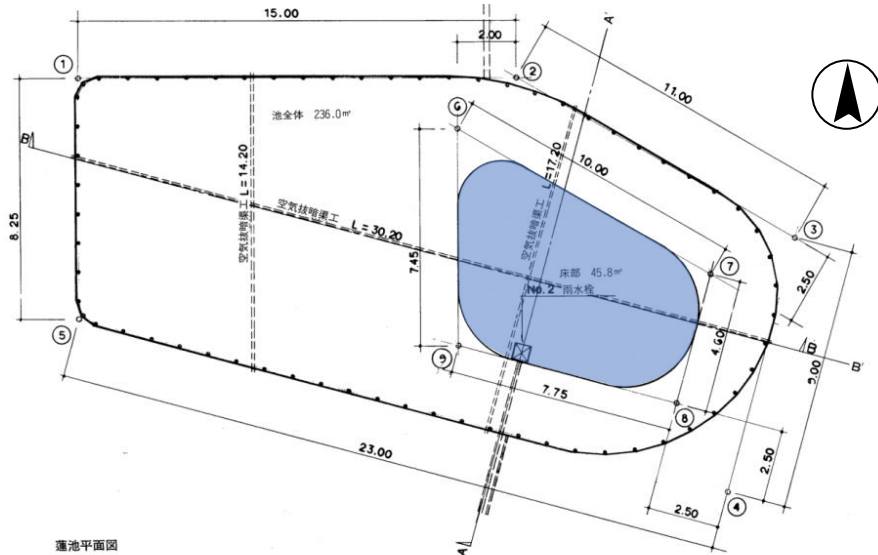


図 5-3-2 保存修理工事時における蓮池のハス栽培床断面図
出典：昭和 63 年 7 月 11 日現地指導時資料

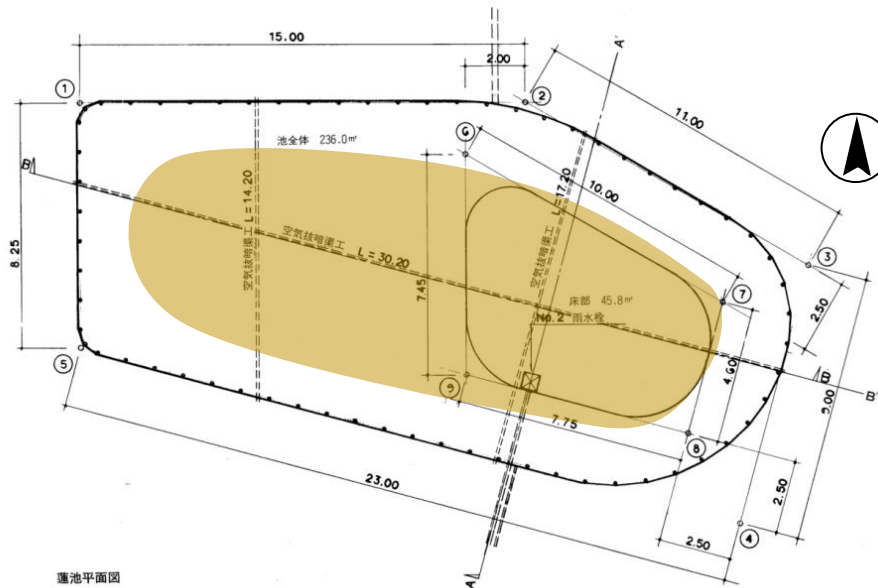
【蓮池整備例】

- ・ ハスを植える深い部分を拡大し、底面はマットを取り除く。
- ・ 水口の位置を変えるなど、水深を調節することができる機能を整備する。



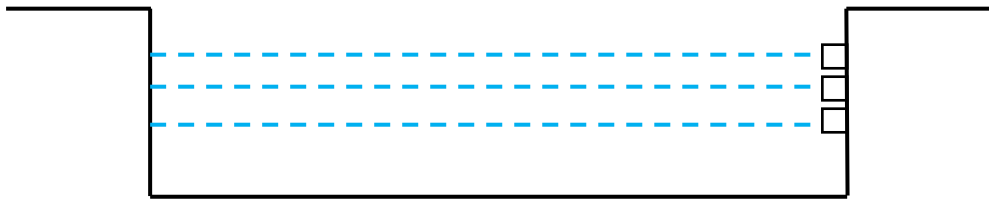
蓮池平面図

■ : 現状の蓮を植えられる範囲



蓮池平面図

■ : ハスを植えられる範囲を広げ、底面のマットを土とするイメージ



水深を調節することのできる機能整備イメージ

図 5-3-3 蓮池整備例

4. 地形造成に関する計画

(1) 造成計画

史跡指定地は、これまでの発掘調査等による遺構レベル及び現況地盤高を基に、整備レベルを決定するものとする。

造成工事に際しては、遺構の保存を前提とし、また、整備施設の基礎厚や植栽の樹根長、凍結深度（60 cm）を考慮し、必要な厚さで覆土することを原則とする。

史跡指定地周辺の道路や隣接地とのすり付けは、段差が付く場合には、自然なかたちで法面を形成し、違和感のないものとする。

造成は、整備後の雨水や地下水等の排水を考慮し、また、必要に応じて土壌改良を行うなど、整備後の維持管理にも配慮したものとする。

(2) 排水計画

現状では、建物裏の庭園境界部及び前面敷地境界部に雨水管が布設されており、流末は島松川側となっている。

整備により、大幅な雨水排水流出係数の変化を想定しないため、既存の排水系統を維持することとする。

5. 遺構の表現に関する計画

(1) 基本的な考え方

本史跡の本質的価値である、駅通所としての機能や往時の空間を体感し理解を促すことができるような遺構表現を優先的に行うこととする。

合せて、付加価値として整理されている要素についても、特に、駅通所として機能していた時期に存在していたものについては、往時、駅通所の利用者が見たであろう風景の表現として復原整備や位置表示の検討を行う。

(2) 遺構の表現に関する計画

本史跡では、昭和 59 年（1984）からの保存修理工事において、本質的価値を構成する諸要素である駅通所建物の復原工事に加え、付加価値と関連深い諸要素として整理している蓮池、水田跡（赤毛見本田）、暖水路の表現整備が行われている。これらは、駅通所が機能していた時期に存在し、往時、駅通所の利用者が見たであろう風景の表現として重要なものであるため、今後も現状を維持していくことを基本とする。

▶蓮池

※計画内容は、「3. 歴史的建造物・庭園等修復に関する計画」「(2) 蓮池修復計画」を参照

▶見本田、暖水路

現在の見本田及び暖水路は、昭和 59 年（1984）からの保存修理工事において新築されたものである。同工事の報告書では、見本田の位置は水田跡地として記載がある。また、昭和 3 年の神饌田の記録写真から蓮池の南側に水田を確認することができるが、中山久蔵が当初利用していた位置、形状は不明である。暖水路については、設置された正確な年代や形状等は不明である。

これらについては、基本的に現状を維持していくことを基本とするが、暖水路に通水するなど、より往時の様子を伝えるための展示・活用方法を検討する。また、畦畔部の型崩れ箇所については、畦畔養生のためのシート布設を行うなど、再崩壊を軽減する方法を検討のうえ、整形造成を行うこととする。また、見本田からの水漏れなどがあることから、水を溜めておくための修復を行う。

6. 修景及び植栽に関する計画

(1) 基本的な考え方

史跡指定地内の現状の植栽としては、庭園内の中山久蔵ゆかりの樹木や草花の他、昭和 59 年 (1984) の保存修理工事の一環で植栽した旧国道正面側のイチイの生垣、隣地境界部には遮蔽用のニオイヒバ、さらに、水田跡には寒地稲作の見本田がある。

庭園内の樹木や草花は、今後も現状を維持・更新していくことを基本とする。生垣や隣地境界遮蔽植栽については、動線やゾーニング計画をもとに、周辺環境との調和や利活用面を考慮しながら、伐採・更新・再整備を行う。見本田は、基本的に現状維持とする。

また、新たに整備する説明板等の工作物は、周辺環境と調和した統一感あるデザインとし、全体としての修景に寄与するものとする。

(2) 伐採・植栽計画

本計画における樹木の扱いについては、基本的に次の通りとする。

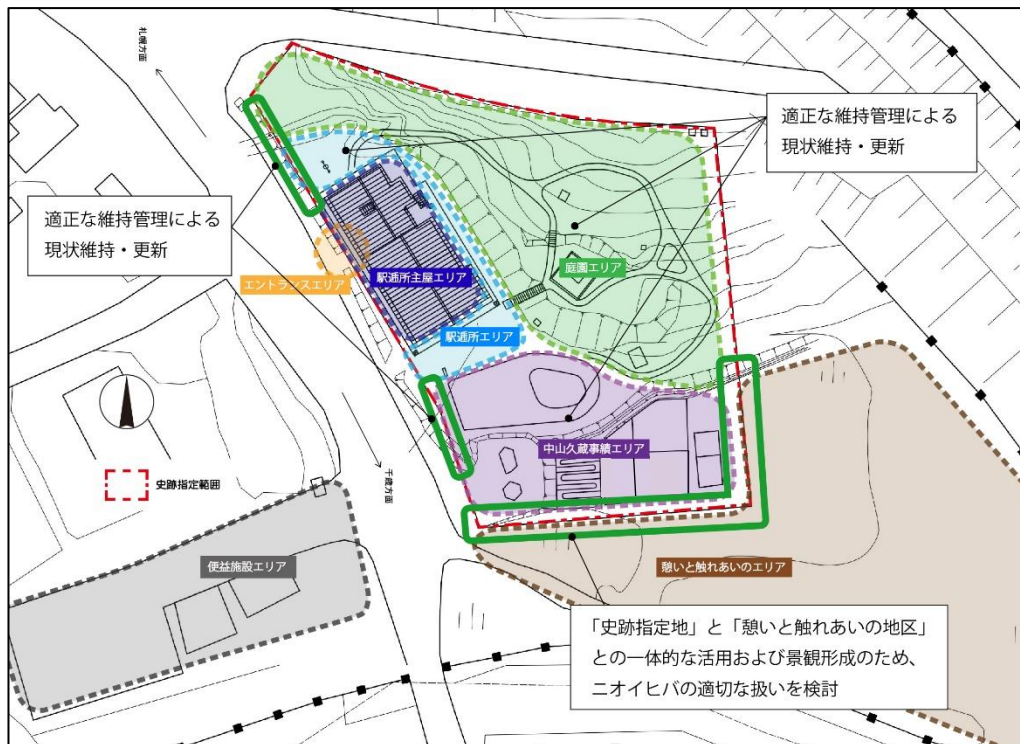
<伐採・剪定>

- ・樹根などが史跡等に悪影響をおよぼすとみられるもの
- ・立ち枯れ、倒木等のおそれがあり安全上支障があるもの
- ・整備に際して、動線やゾーニング、景観上支障をきたすとみられるもの
- ・将来の維持管理に支障をきたすもの

※なお、伐採においては地下遺構の破損に繋がらないよう伐根は行わないこととする。

<植栽>

- ・庭園内の樹木等で伐採を行った際には、必要に応じて代替木の植栽を行う
- ・植栽にあたっては、樹木の成長後の樹根が遺構や工作物等に影響がないよう配慮し、必要に応じて防根処理や盛土等の対策を行う



7. 公開・活用及びそのための施設に関する計画

(1) 展示のコンセプト

史跡の重層する歴史的価値について、史跡周辺や史跡全体、及び駅通所の建物などの実物と展示物を組み合わせて、観覧者の理解を深める空間展示とする。

～実物と展示を組み合わせて理解を深める空間展示～

- ① 史跡周辺を見て知り学ぶ
- ② 史跡全体を見て知り学ぶ
- ③ 島松駅通所の建物を見て知り学ぶ
- ④ 展示物を見て知り学ぶ

(2) 展示の構成

史跡周辺 を見て 知り学ぶ	1) 島松地区と島松駅通所が置かれた背景 <ul style="list-style-type: none"> ・ 古くから交通の要衝であった島松地区の歴史 ・ 駅通制度の歴史や島松駅通所が置かれた背景（札幌本道、恵庭側にあった島松駅通所）
史跡全体 を見て 知り学ぶ	2) 駅通所時代とその後の変遷 <ul style="list-style-type: none"> ・ 島松駅通所の変遷（明治6年～16年、明治17年～30年に設置された要素） ・ 駅通所業務が終わってからの変遷（明治31年以降に設置された要素）
建築を 見て 知り学ぶ	3) 建物の構造などから見る島松駅通所建物の変遷 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農家建築から一部行在所、駅通所を経て姿を変えていった旧島松駅通所 ・ 建物の構造などからそれらの特徴がしっかりと見て取れるよう、建物を見せる展示とする。
展示物 を見て 知り学ぶ	4) 史跡の要素から見る島松駅通所の変遷 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農家建築から一部行在所、駅通所と姿を変えた建物の変遷 ・ 地場建材の「島松軟石」と史跡（建物や碑に使われた軟石） ・ 駅通所となる前に中山家に訪れた W・S・クラークや明治天皇について ・ 地域の方々の心よりどころとなった行在所神社 5) 島松地区と島松駅通所が置かれた背景 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅通制度の内容、変遷 ・ 島松の歴史、地形的な特徴 ・ 北海道の各駅通所や島松駅通所が置かれた背景（札幌本道、恵庭側にあった駅通所、他駅通所との位置関係） 6) 中山久蔵の生活や交流から見る人物像と農業の事績 <ul style="list-style-type: none"> ・ 久蔵の経歴（出身地や島松へたどり着くまでの生い立ち） ・ 久蔵と人々との交流（松本十郎、片岡利和、松林哲五郎、酒匂常明など） ・ 久蔵の人物像が見られるエピソード ・ 久蔵が取組んだ米作りと現代に続く米作りの精神

(3) 駅通所建物内の展示

1) 説明を添える建築的価値

- ①中廊下型が多い駅通所の間取りにあって、座敷（客室）外周部に廊下を配する駅通所としては、希少な遺構である。
- ②明治14年に上手の10畳二間の増築と中手東側の8畳と6畳間の改築が行われたことから、2本の柱が並ぶ。
- ③屋根裏に明治14年以前の小屋組みが遺り、建物の後設や改築の痕跡が残されている（通常は観覧不可）。
- ④明治の近代化が進む建造物にあって、明治以前（江戸期）の伝統的建具の仕様である「明り障子付板戸」が用いられている。
- ⑤南側と西側（道路側）に配する土間部（ニワ）板戸を冬期以外は取り外し、屋外庭園との一体感を成すため、「土縁」が用いられている。明治期の農家建築である旧中山久蔵宅に土縁が用いられているのは、漁家・商家建築を除き希少な遺構である。

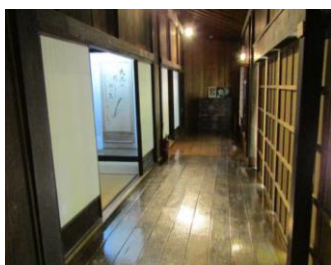


写真 5-7-1
座敷外周部の廊下



写真 5-7-2
改築による2本の柱



写真 5-7-3
明り障子付板戸

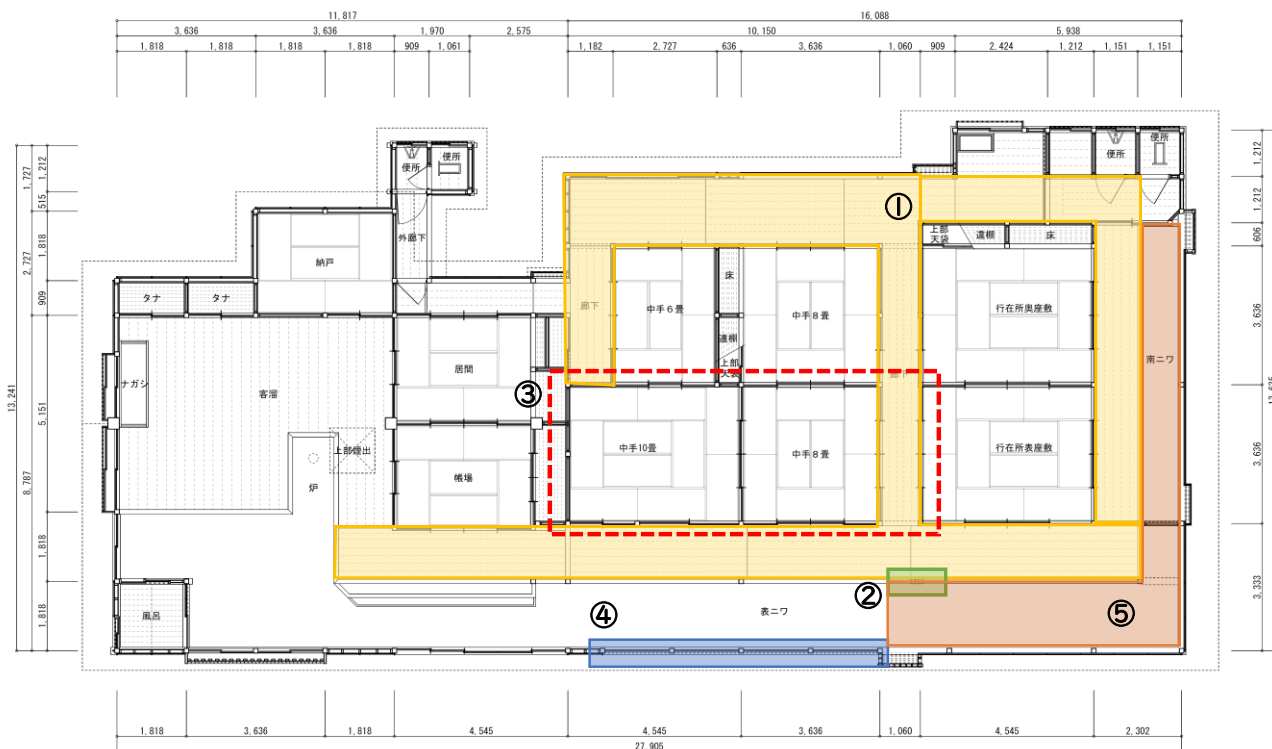


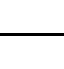



図 5-7-1 説明を添える建築的価値の位置図

2) ゾーニングと展示動線及び展示内容

駅通所建物に訪れた観覧者が、史跡の重層する歴史的価値に対して理解を深められるよう、建物内の展示のゾーニングと動線及び展示内容は以下のものを想定する。また、現在展示している展示物は以下の展示内容を基に展示物や展示点数を精査し、展示ケースや照明の更新、デジタル技術を活用した展示方法を導入するなど、観覧者が見やすく理解しやすい展示とする。

表 5-7-1 ゾーニングと展示動線概要

	名称	主な展示内容
	導入エリア	<ul style="list-style-type: none"> 農家建築から一部行在所、駅通所と姿を変えた建物の変遷の紹介。 駅通所となる前に中山家に訪れた W・S・クラークや明治天皇について。 地場建材（島松軟石）と史跡の紹介（建物と石碑等）。 建物内の展示内容の紹介。
	中山久蔵展示エリア	<ul style="list-style-type: none"> 中山久蔵の経歴（出身地や島松へたどり着くまでの生い立ちなど）や久蔵が取組んだ米作りと現代に続く米作りの精神（賞状など含む）の紹介。 久蔵と人々との交流（黒田清隆、松本十郎など）久蔵の人物像が見られるエピソードの紹介。
	駅通所展示エリア	<ul style="list-style-type: none"> 駅通制度の内容、変遷の紹介。 北海道の各駅通所、その中での旧島松駅通所の役目（恵庭側にあった駅通所など）、札幌本道の紹介。 天井板を外し、実物と説明板による島松駅通所建築当初の小屋裏の紹介。 宿場としての再現について要検討。 建物の材の柱や、継ぎ手などは置き場所要検討。
	行在所展示エリア	<ul style="list-style-type: none"> 明治天皇の行在所となったことの紹介。 期間限定などで行在所神社の社や賽銭箱の設置による行在所神社の歴史の紹介。

※建物内のバリアフリールートについては、地上レベルのエリアを想定し、それ以外の段差等で車いすの動線を確保することが難しいエリアについては、パンフレット等の資料の充実や、ガイドの補助などによるソフト面での対応を検討する。

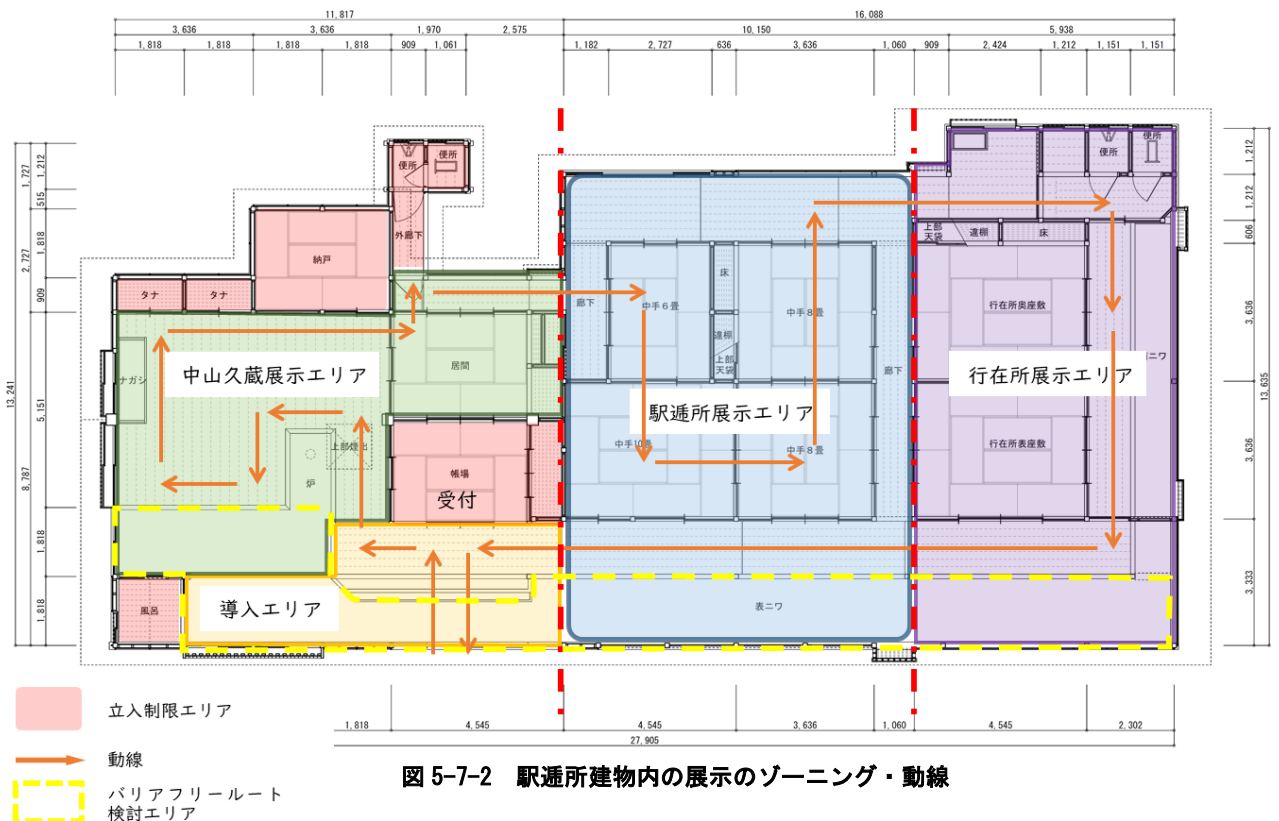


図 5-7-2 駅通所建物内の展示のゾーニング・動線

(4) 外部空間の展示

外部空間には、駅通所の歴史や中山久蔵の事績などを効果的に理解してもらえるよう、史跡の価値を表す要素や説明板に沿って観覧ルートを設置する。観覧ルートの設置と合わせて、ガイドによる丁寧なルート解説で、観覧者の理解をより深めるなどソフト面の取組を行う。

また、バリアフリールートについては、動線計画を参照。

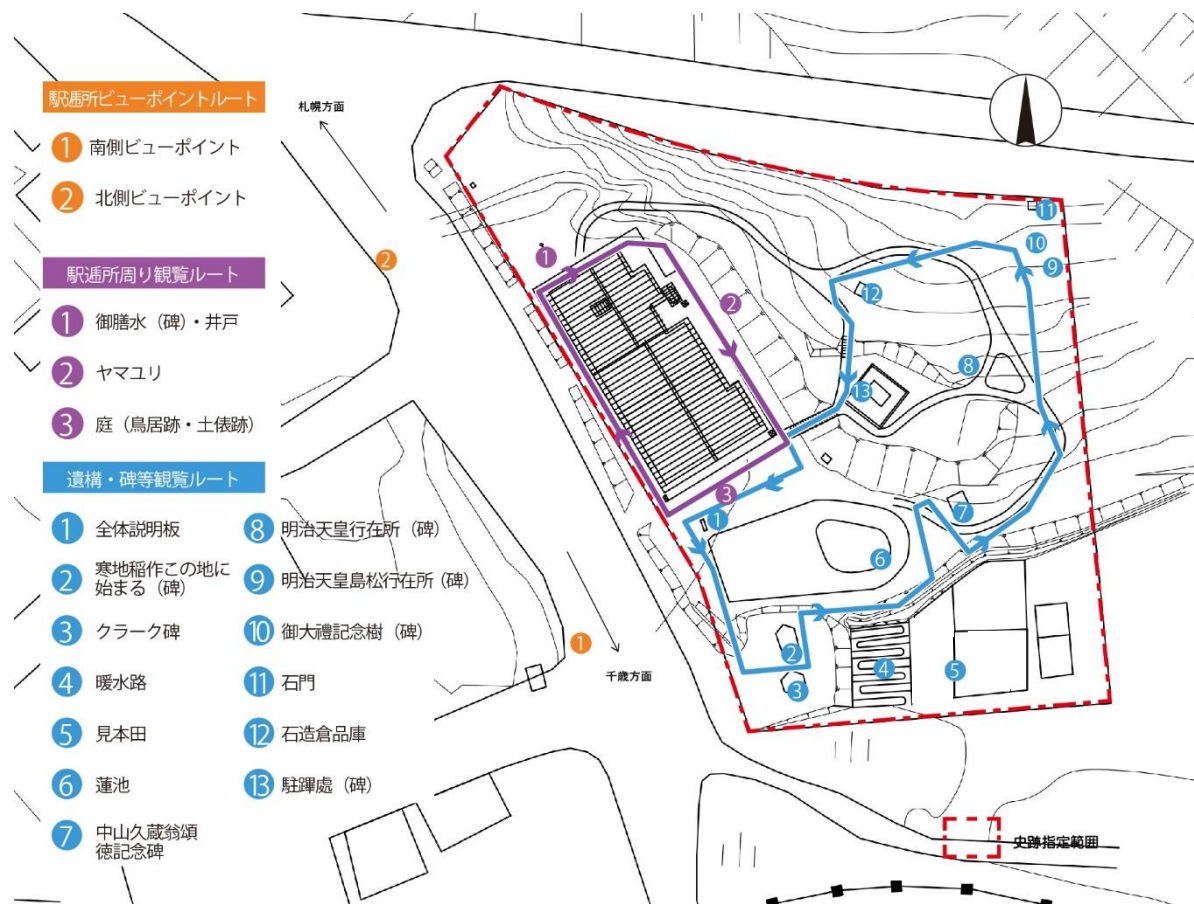


図 5-7-3 外部展示の観覧ルート

(5) ライトアップ施設の整備

現在、ライトアップのイベントの際は、実施の度に適宜コードを敷地内に取り回し、地面等に LED ライトを設置しているが、今後もライトアップ事業は継続していく予定であることから、基本的な常設の設備(配線や照明設置設備など)を敷地内に整備する。

(6) 展示への理解を深める取組

1) パンフレットの作成(多言語化への対応)

旧島松駅通所を紹介するパンフレットの作成と、外国人観覧者にも展示内容等が理解できるよう、パンフレットの多言語の他、将来的にはスマートフォン等を活用した展示内容の解説など、新たな解説の方法について検討する。

史跡内には様々な遺構や資料などの構成要素があり、これらについて深く理解し、歴史を感じてもらえるよう観覧ルートを示した「史跡旧島松駅通所マップ」などを作成する。

2) 体験メニューの提供

史跡内で楽しく体験しながら史跡について学ぶことのできる「体験メニュー」を提供する。

※駅通所で使われている木組みの学習体験、駅通所内での休憩体験など。

3) 観覧者に対するガイドの充実

多人数の観覧等に対応できるよう、ガイドの人員体制の充実を図るほか、史跡の価値や魅力を十分に伝えられるよう、また、観覧者のニーズに応じた説明ができるよう、学芸員や歴史を研究する市民団体と連携して研鑽を深め、ガイドの質的向上を図る。

外部空間においても、史跡の歴史的背景や価値を観覧者に伝えるため、観覧者がガイドの解説を聞きながら外部の展示を巡る仕組みを検討する。

4) 記念品の販売

駅通所に関する絵葉書など、史跡の PR となり、また記念にもなる土産品等を販売し、史跡をより印象付けるとともに、より多くの人に知ってもらおう仕掛けとする。

9. 案内・説明施設に関する計画

(1) 史跡の価値と魅力を伝えるサインの整備・充実

1) サイン整備の方針

観覧者に史跡の価値や魅力をわかりやすく効果的に伝えるため、サインの整備を図る。
サインは、以下に示すように観覧者の行動パターンに応じて設置を行う必要がある。

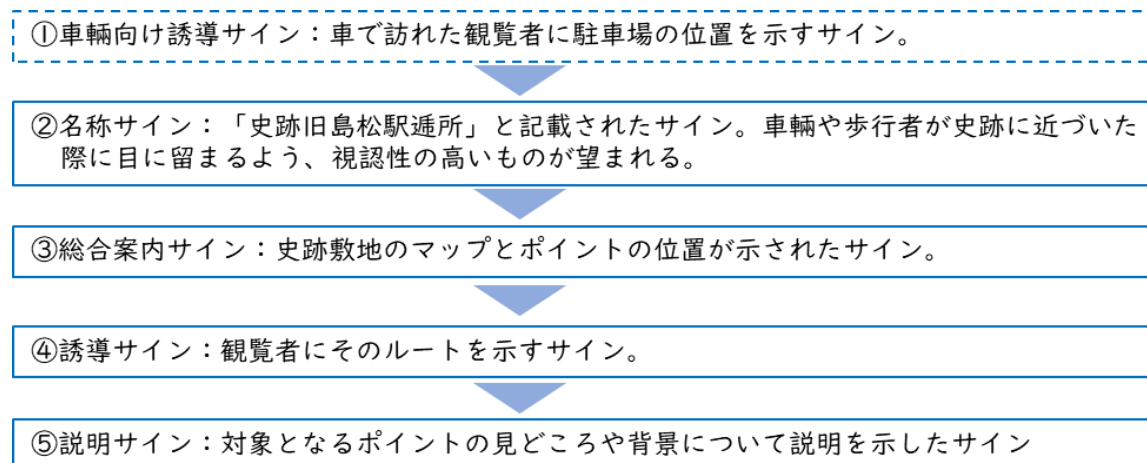


図 5-9-1 サイン整備の流れ

(2) サインのデザイン

サインのデザインを検討する際は、各種サインの形状や素材、色彩等について統一を図る。
史跡の持つ雰囲気や景観との調和に配慮したデザインとし、説明サイン等の説明は最小限にして別途パンフレット等で具体的に説明する。

(3) サインの表示内容

各種サインの基本的なレイアウトやフォント、ロゴ、文言などの使い方を統一したものとし、二次元コードなどの導入による音声による伝達や、外国人に対応した多言語表記などのユニバーサルデザインに基づく表示方法を考慮する。

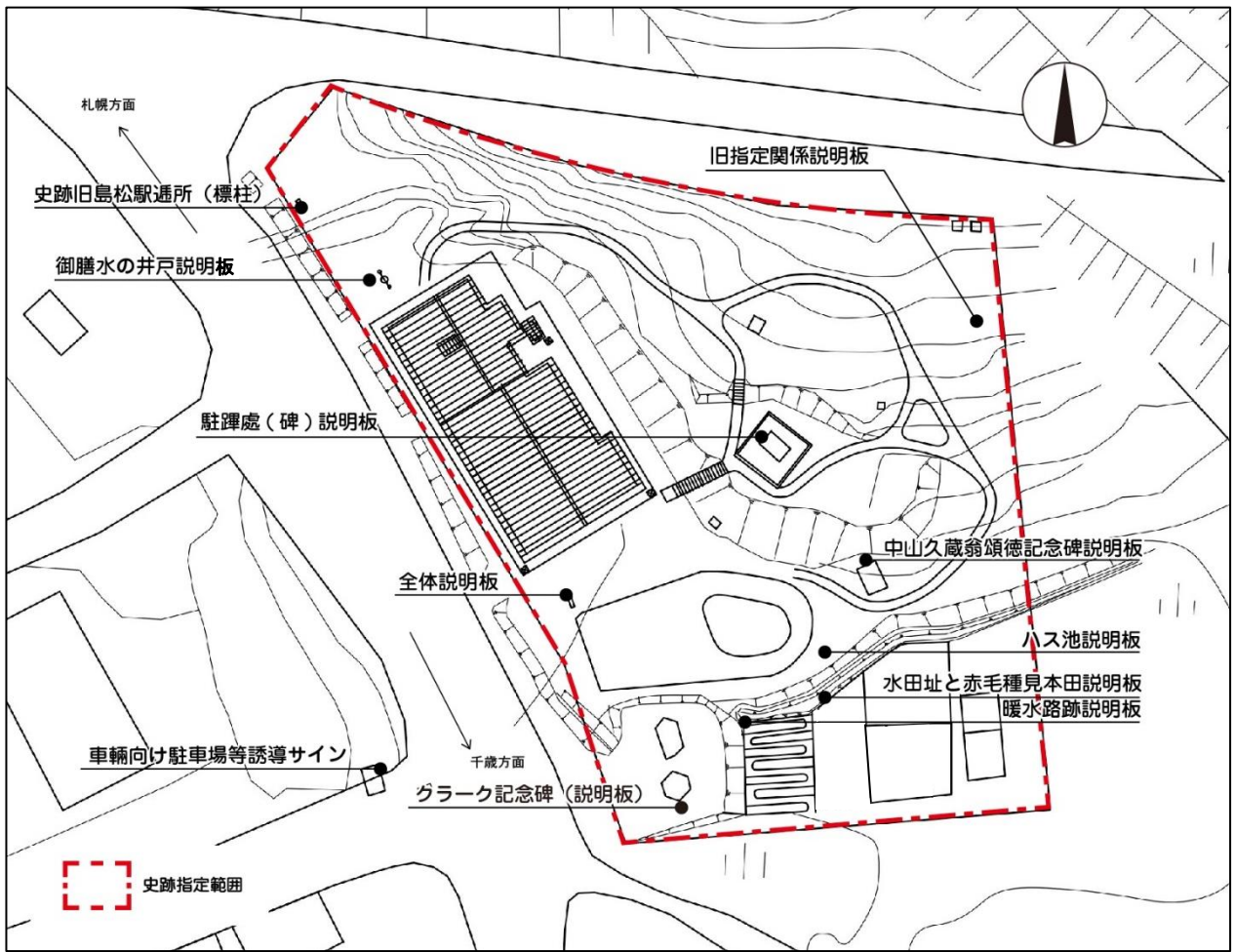


図 5-9-2 サインの現況図

(4) サインの主な内容と配置

サインの板面の内容は以下のとおりとする。

設定したゾーニングや観覧者の動線の考え方等との整合性を図りながら、各サインの配置を設定する。

表 5-9-1 サインの概要

	名称	主な内容
1	総合案内サイン (新設)	史跡の概要説明と史跡指定敷地マップに各施設の位置やビューポイント、観覧動線、地形や札幌本道等の史跡周辺の要素について示されたサインの新設を検討。車等で訪れた観覧者が最初に見ることを想定。 ※設置場所は駐車場などの位置に合わせて要検討。
2	車輦向け誘導サイン (既存・更新)	駐車場とトイレを示す車輦向け誘導サインの更新検討。 ※設置場所は駐車場などの位置に合わせて要検討。 ※史跡外において、史跡へ車輦等を誘導する広域的なサインの設置を検討。
3	名称サイン (既存・更新)	車輦からも視認性のある史跡の名称を示すサインの更新検討。
4	史跡説明サイン (既存・更新)	史跡の全体の概要(名称、指定年月日、指定理由等)を示す説明サインの更新検討。併せて史跡内マップの掲載を検討。
5～10	各施設の説明サイン (既存・更新)	史跡内の各施設の概要を示す説明サインの更新検討。
11	庭の説明サイン (新設)	鳥居や土俵があった駅通所建物南側の当時の様子を説明するサインの新設を検討。

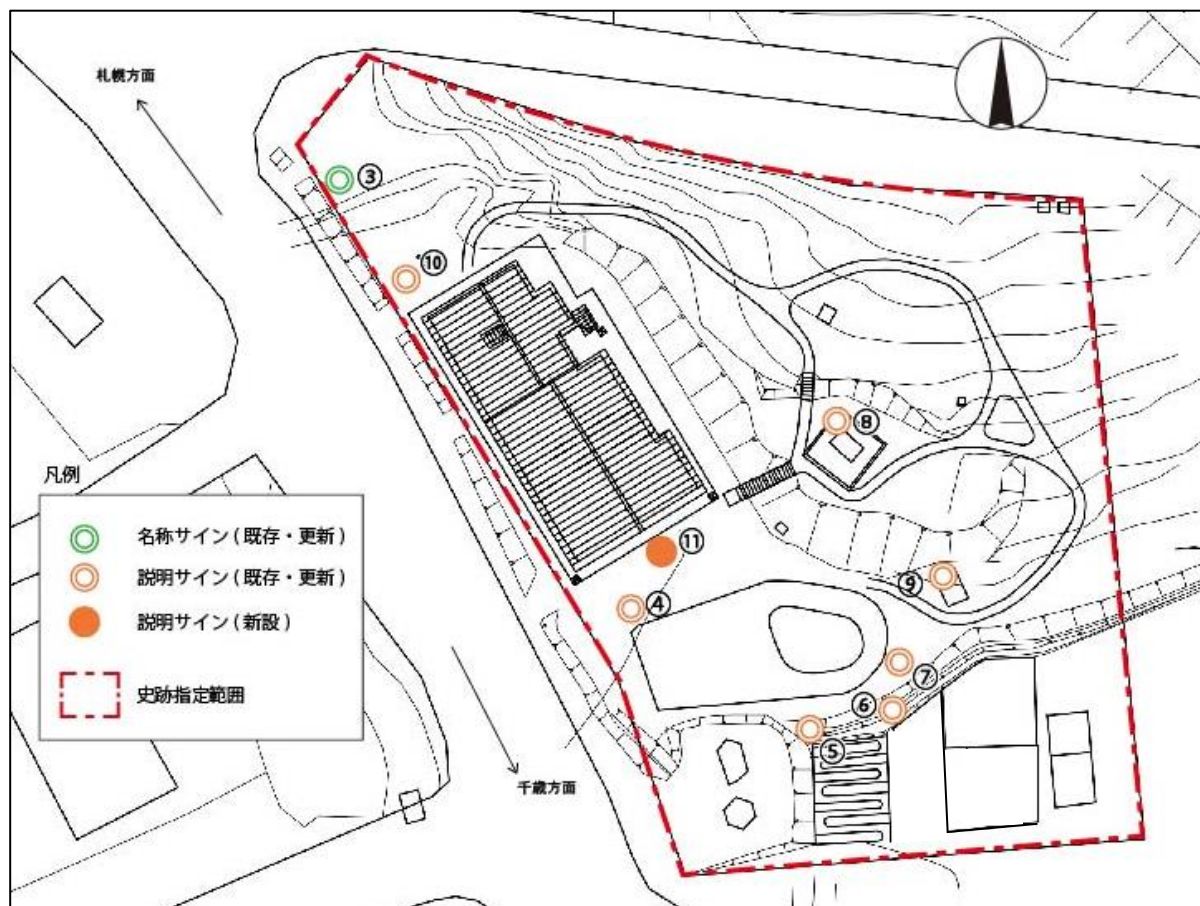


図 5-9-3 サイン位置図

10. 便益施設に関する計画

(1) 基本的な考え方

管理施設及び便益施設についての基本的な考え方を以下に示す。

- 新たに設置する施設については、遺構の保存に影響のない環境に配慮することを原則とし、観覧者の動線計画や史跡景観への調和等を考慮し、親しみをもって利用できる配置とデザインに配慮する。
- 駐車場・トイレ等の便益施設は、市道島松駅通線による分断を解消するよう、隣接する市有地に新たに設置し、観覧者の安全の確保のほか、利便性の向上を図る。
- 史跡指定地外の施設については、まちづくりや観光振興を進める部署と協議により、総合的な観点から整備の検討を行う。

(2) 各施設の整備方針

管理施設や便益施設については、まちづくりや観光振興を進める部署との協議により、今後別に計画を策定し整備を進める。

① 史跡公園の整備

- ・憩いと触れあいのエリアを活用し、観覧者が一時滞在できる憩いの場を整備する。
- ・史跡公園内憩いの場に、休憩のための設備の整備を行う。また、湧水等を生かした空間の整備や史跡のもつ価値を高めるための施設の整備について検討を行う。

② 展示・ガイダンス機能の整備・充実

- ・史跡の展示を補完するほか、エコミュージアムサテライトとしての機能の充実のため、景観を損なわない案内板の設置などガイダンス機能の整備を行う。

③ 駐車場

- ・駐車場は、隣接する市有地の一部を活用し、大型バスの駐車スペースを含めメインとなるスペースを整備し、市道島松駅通線による分断を解消するよう整備を行う。

④ トイレ

- ・トイレは、バリアフリー対応のほか団体での観覧者に対応できるよう適正な規模を隣接する市有地に整備し、観覧者の安全と利便性の向上を図る。

⑤ 多目的スペース

- ・周辺の観光振興など、地域の小規模なイベントに対応でき、地域の賑わいを創出するための多目的スペースの整備の検討を行う。

⑥ 防護柵類

- ・整備や改修に伴い、史跡周囲や史跡内通路の高低差などのある箇所は、「防護柵設置基準」に準拠して耐久性のある再生木材などを使用した柵を設置し、転落や侵入の防止を図る。

⑦ 関連する周辺施設

- ・その他、地域の賑わいや観光振興につながる周辺施設については、関係部署機関等との協議により検討を行う。

1.1. 周辺地域の遺産活用に関する計画

史跡周辺における遺産の活用を進めるための方策を検討する。

① 史跡北側の裏山等

史跡北側の裏山には山道（札幌越新道跡等）があるほか、山神の碑など、当時の歴史を伝える遺産が存在している。

② 島松軟石採掘場跡等

史跡東側には島松軟石の採掘場所が残っており、史跡内の建物基礎や石碑などには島松軟石が使用されている。

以上のような歴史的・地域遺産の存在が明らかになっていることから、エコミュージアムの事業で実施した「発見の小径を歩く」といった実績をもとに、最大限遺産を生かせるよう改めて遺産を巡るルートを設定し、観覧者を誘導・案内するとともに、環境に配慮した内容のものとする。

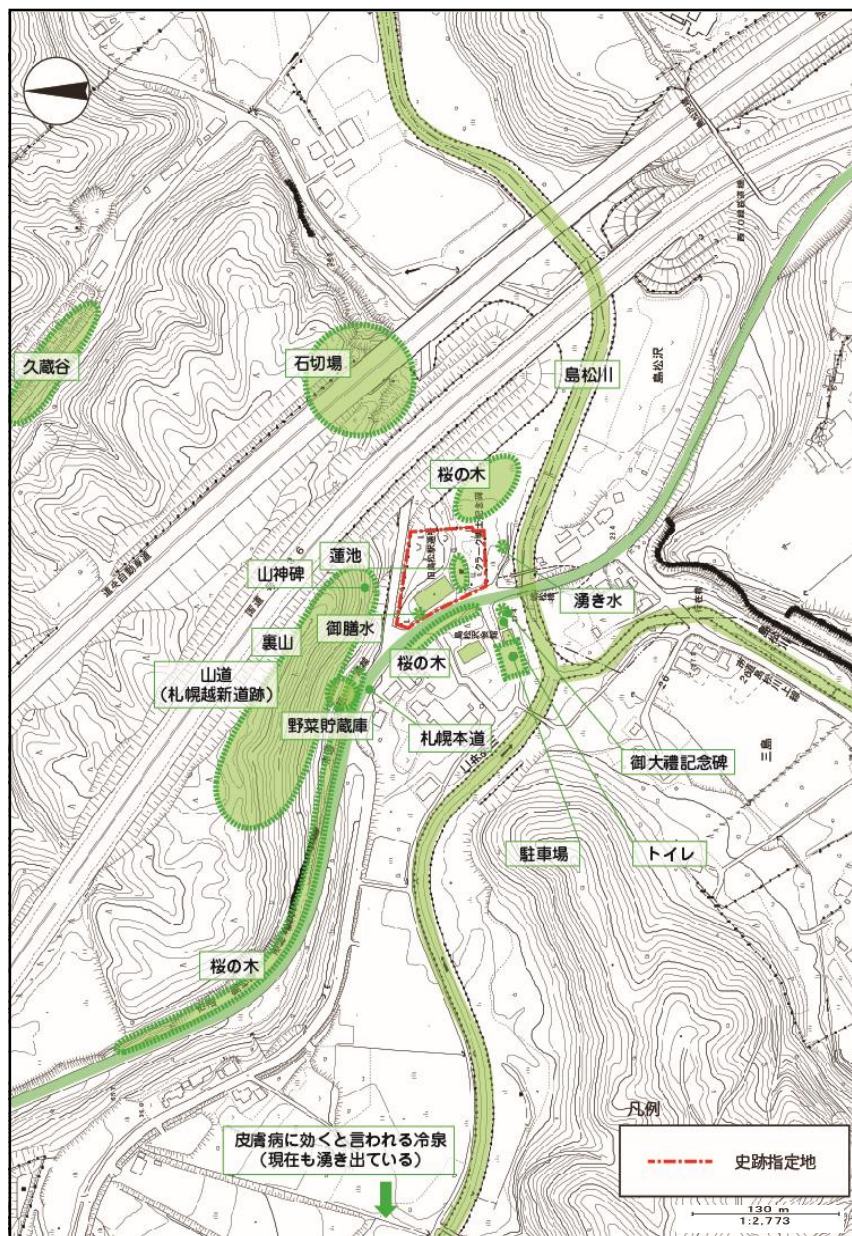


図 5-11-1 史跡周辺地域

1 2. 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画

エコミュージアムセンターでは、遠い過去から遺されてきたものだけでなく、現在から未来へ遺していくべきものも含めて、屋根のない博物館＝エコミュージアムの概念で地域の自然、歴史等を遺産として保存、活用を進めている。地域全体で有機的に整備活用を図るためには、地域の遺産を結ぶネットワークを形成して相乗効果を高め、エコミュージアムセンターを拠点とし、市内の遺産活用の活性化を図る。

また、現存する駅通所や駅通所跡のある近隣市町村や全道の自治体とともに、駅通所の魅力を発信するよう連携を図る。

(1) 史跡旧島松駅通所周辺サテライトとしての活用

史跡旧島松駅通所周辺サテライトに位置付ける、史跡及び管理人であった中山久蔵に関する歴史遺産のほか、島松軟石の採石場跡といった産業遺産や自然遺産など様々な遺産の活用を進める。



写真 5-12-1



写真 5-12-2

(2) 遺産のネットワーク化

エコミュージアムセンターを拠点とした、自然遺産、歴史遺産等と、史跡旧島松駅通所周辺サテライトのネットワーク化をはかり、それぞれの遺産活用の活性化を図る。

- ・遺産を巡るルートの設定
- ・案内サインの整備
- ・解説システムの構築
- ・旧島松駅通所資料のエコミュージアムセンターでの展示
- ・公共施設利用の連携
- ・民間施設との利用連携
- ・移動手段の設定
(バス、タクシー、自転車等)

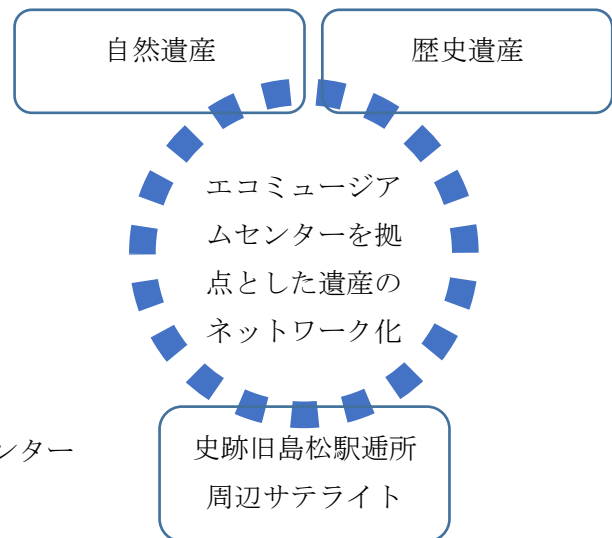


図 5-12-1 遺産のネットワーク図

(3) 他駅通所などとの連携

全道には、旧奥行臼駅通所などの現存する駅通所は、数は多くはないが遺っている。

また、現存しないが駅通所跡やその周辺に関連要素が存在し、これらの要素を伝える記念碑や説明板を設置している場所もあ



写真 5-12-3
旧奥行臼駅通所



写真 5-12-4
旧幌向駅通所

る。これら北海道独自の制度である駅通制度の役割や歴史、魅力を伝えるため、これらを所有する自治体と連携を図る。

1 3. 整備事業に必要となる調査等に関する計画

事実に基づいた整備を行うためには、調査の継続が必要で、整備のための測量調査、遺跡の遺存状況の確認調査、復原遺構の情報を得るための調査等を専門的な指導を受けながら継続して実施する。

また、このような調査の状況を一般市民にも公開するとともに、市民が調査に参加する機会を設けるなど、史跡への興味を高めるとともに、市民と共に作り上げていくことが実感できるプロセスとする。



写真 5-13-1 市民参加の調査イメージ

1 4. 公開・活用に関する計画

(1) 情報発信

1) パンフレット等による情報発信

史跡の価値や魅力を広く伝えるために、史跡やその周辺を紹介するパンフレットを市内外の公共施設へ配置するとともに、市が実施するイベント等で配布していく。

史跡に関する情報について、気軽に読むことができるマンガなどを活用し、子どもから大人まで、幅広い層へ情報を発信する。

2) ホームページや動画等を活用した情報発信

史跡の価値や魅力をより広く伝えるため、既存のホームページの掲載内容を充実していくとともに、史跡を紹介する動画を制作してホームページ等で公開するなど、インターネットを活用して、若い世代等も対象とした情報発信を進める。

3) 調査研究結果を活用した情報発信の充実

保存管理の方法で示した「調査・研究」の結果を情報発信する内容にも反映し、新たに発信していくとともに、エコミュージアムセンターの企画展示等で詳細な情報を提供していく。

(2) 公開活用

1) 史跡指定地内観覧ルートの設定とマップ等の製作

駅通所の歴史や中山久蔵の功績などを効果的に理解してもらえるよう、敷地内に観覧ルートを設定し、景観に配慮しながら適切な案内表示を設置する。

史跡内の資源情報を整理したマップなどを製作し、史跡内の石碑や蓮池、樹木等に関してより深く理解し、歴史を感じてもらえるよう、観覧者へ配布するほか、ホームページに掲載する。

2) 季節ごとのイベントなど賑わいを創出する取組の推進

夏休みの時期や秋の紅葉の時期に合わせて実施している史跡のライトアップについては今後も継続することとし、ライトアップに合わせたガイドツアーの実施など、より多くの人に史跡の魅力を知ってもらう取組みを進めるほか、紅葉やハス、ヤマユリの開花といった季節ごとの魅力も発信していく。

(3) 連携による公開活用

1) 学びの場としての活用

①学校教育との連携

地域の将来を担う子ども達が教育を通じて史跡の重要性を学び、また史跡に対する愛着や誇りが育まれるよう、積極的に小学校や中学校・高校との連携を図る。

地元の小学校との見本田での水稻赤毛栽培体験を継続していくほか、小学校で市内の歴史などを学ぶ際には本史跡を観覧することが望ましいと考えることから、より多くの学校で観覧が行われるよう、市内の小学校への周知や情報提供を行う。

②生涯学習との連携

市民等が本史跡の歴史などについて学べるよう、史跡に関する出前講座を継続していくとともに、エコミュージアムセンターを中心とした公共施設等において、史跡に関する講演会や企画展などを開催する。

より身近な場所で本史跡について学ぶことができるよう、本市の各地区の学習団体との連携も視野に入れ、各地区での講座の開催や展示等の実施に取り組む。

15. 管理・運営に関する計画

(1) 史跡の維持管理

史跡の維持管理は、教育委員会が中心的な役割を担うことを基本とする。整備後の維持管理に関しては、各諸要素の特性に応じ、日常的な維持管理に加え、定期的な点検により史跡内の老朽化及びその恐れのある箇所の把握を行い、早期に適切な対応を行うこととする。

史跡の老朽化への対応にあたっては、その程度や原因等の詳細を把握した上で、復旧の方法を検討し実施する。その際には、史跡の本質的価値を損なわないよう、必要に応じて事前に調査等を十分に行った上で、適切な復旧・修理を行う。

史跡の復旧・修理の必要性やその手法については、専門家や学識経験者の意見を聞き、史跡の維持管理を適切に進める。

(2) 保存・活用施策の推進

北広島市における保存・活用施策を効果的に進めていくため、市内においては教育委員会が中心的な役割を担い、市関係部局と連携体制を強化する。また文化庁及び北海道教育委員会の技術的支援等を受けながら連携を図る。

また、専門家や学識経験者等の指導・支援も受けながら、保存・活用に取り組んでいく。

(3) 市民・民間団体との協働

史跡の管理・運営には、周辺住民や史跡に関心のある活動団体やボランティアの理解・協力・参加が不可欠であり、活用面においても、市民や地域住民・ボランティアの支援を得ながら、進めていく必要がある。

今後、管理・運営を進める上ではエリアマネジメントの視点で活動することも必要で、市民・地域住民・ボランティア等に対しては、史跡に関する情報提供や体験・学習機会等の充実を図るとともに、保存・活用への理解と参加を促進し、市民や地域住民・ボランティア等と連携しながら、協働の史跡管理・運営・活用をさらに進めていくことを目指す。

また民間企業への働きかけと参画も重要で、積極的な参加の環境構築を目指す。

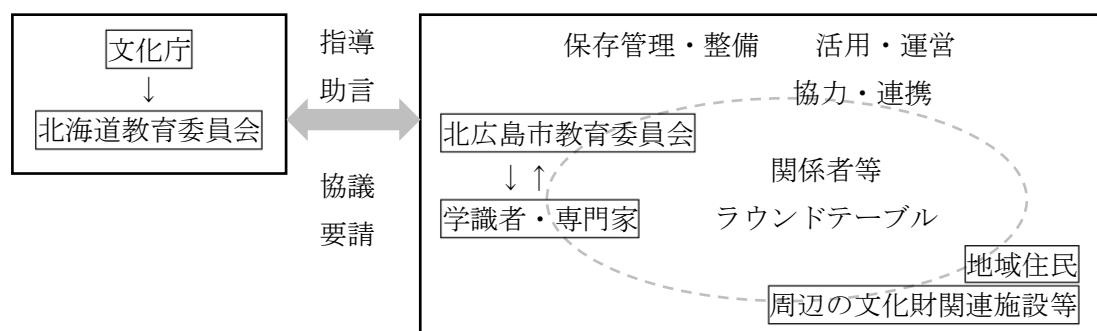


図 5-15-1 市民・民間団体との協働

(4) 防災体制の構築

北広島市でのこれまでの主な災害は、島松川、輪厚川、音江別川の増水による裏の沢、中の沢、音江別一帯の浸水が明治から昭和の各年代で起こっている。また平成30年(2018)年の胆振東部地震では住宅地での陥没の被害も出ている。

今後、史跡で想定される災害としては、台風・豪雨・地震・火災などが考えられ、浸水・耐震・防火・防犯に対する対策が必要と考えられる。

災害の際には、「北広島市地域防災計画」を踏まえ、火災発見から消防隊が到着するまでの間の初期消火など、定期的実施している消防訓練をもとに、地域と連携した体制づくりに努め、史跡の性格に合った防災体制の構築と体制整備を進めて災害に備える。

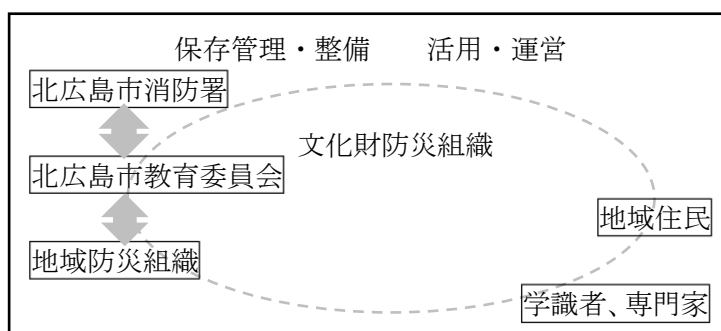


図 5-15-2 防災体制

(5) 人材育成・能力開発

① 専門知識の充実

・ 史跡整備の実施、活用運営に関する専門家等による講義及び先進事例の学習、そのほか調査研究、研修等を企画・実施していく。

② ガイドの育成

・ 観覧者に対し、史跡の解説を行うガイドが必要である。そのためガイドとなる人の人材育成、継続的な学習、レベルアップの機会を設けるとともに、地域や学校等での普及活動を推進する。

16. 事業計画

■整備スケジュール

年度ごとの整備項目については、財政状況や進捗状況等を勘案し、整備の優先度等を踏まえ、文化庁や北海道教育委員会から指導・助言を受けながら、文化財保護審議会や史跡整備に関する検討の場などを設け、地域住民の理解と協力を得ながら柔軟に対応する。事業推進については、国や北海道の補助金なども活用しながら取り組むこととする。

表 5-16-1 整備スケジュール

整備エリア	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度
① エントラ ン ス エ リ ア				実施設計	整備工事					
② 駅 通 所 主 屋 エ リ ア	基本設計	実施設計	耐震補強・ 保存修理 工事							
③ 駅 通 所 エ リ ア				実施設計	整備工事					
④ 中 山 久 蔵 事 績 エ リ ア				実施設計	整備工事					
⑤ 庭 園 エ リ ア				実施設計	整備工事					
⑥ 憩いと触れ あいの エ リ ア	関係部局との調整・検討			基本設計・実施設計・整備工事						
⑦ 便 益 施 設 エ リ ア	既存施設の維持管理									

表 5-16-2 諸要素ごと（史跡指定地内）の整備スケジュール

範囲	種別	要素区分	名称	整備スケジュール		
				第1期	第2期	以降検討
史跡指定地	本質的価値を構成する諸要素	歴史的建造物	○駅通所	②		
		資料など	○駅通所関連古文書	—	—	—
	本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	工作物など	○駐蹕處（碑）		⑤	
			○御膳水（碑）		③	
			○クラーク記念碑			④
			○クラーク記念碑（説明板）			④
			○中山久蔵翁頌徳記念碑		⑤	
			○寒地稲作この地に始まる（碑）			④
			○石造蔵品庫			⑤
			○園路・階段		⑤	
			○石門		⑤	
			○北海道指定史跡 島松駅通所跡			⑤
			○植樹記念碑		⑤	
			○御大禮記念樹(碑)		⑤	
			○明治天皇島松行在所（碑）		⑤	
			○明治天皇行在所（碑）		⑤	
		○史跡 旧島松駅通所（標柱）		③		
		インフォメーション・ガイダンス施設	○全体説明板		③	
			○各施設説明板		③④⑤	
		史跡保護施設	○消火設備		②③⑤	
	○保護柵				④⑤	
	○ポンプ室			④		
	インフラ施設	○照明設備		②		
	環境と景観	○蓮池			④	
		○赤毛見本田			④	
		○暖水路			④	
		○井戸			③	
		○樹木・植物（庭園）		③⑤	④⑤	
	資料など	○中山久蔵関連古文書		—	—	
		○社殿			②	
○賽銭箱				②		

※○の数字は、エリア名番号（P78、P102 参照）

※第1期：令和4年度～6年度
第2期：令和7年度～8年度